

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の策定について（通知）

このたび県教育委員会では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、また、文化部を含む部活動全体を対象とした方針として、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定いたしました。

については、各市町村教育委員会におかれましては、県方針を参考として、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定していただくとともに、貴管下の中学校、高等学校及び特別支援学校に周知くださるようお願いいたします。併せて、同学校において「学校の部活動に係る活動方針」の策定と同方針、活動計画等の公表が円滑に進むよう御配意願います。

各県立学校におかれましては、県方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、ホームページへの掲載等により同方針や活動計画等を公表し、教職員、生徒、保護者、学校関係者等への周知を図るようお願いいたします。

なお、上記の「設置する学校に係る部活動の方針」及び「学校の部活動に係る活動方針」を策定するに当たっては、下記の事項に十分御留意ください。また、「学校の部活動に係る活動方針」等の公表後は、順次、運用を開始していただき、平成31年4月1日には、全ての学校でこれらの取組が実施されるよう御配意願います。

記

1 部活動の休養日の設定について

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設定すること。

なお、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合には、休養日を他の日に振替えること。

長期休業中は、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

2 部活動の活動時間について

平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動とすること。

※ なお、各学校において方針の策定や公表が進むまでは、平成28年3月に通知した「効果的な部活動の在り方について」に則り、適切な活動となるようお願いいたします。

県教育局県立学校部

保健体育課

048-830-6960

高校教育指導課

048-830-6760

特別支援教育課

048-830-6880

県教育局市町村支援部

義務教育指導課

048-830-6777